

福岡県公報

令和8年10月2日
第732号

目次

告示（第622号）

○道路の供用の開始（道路維持課）……………1

公 告

○落札者等の公示（総務事務厚生課）……………1

○国土調査の成果の認証（農山漁村振興課）……………2

○開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）……………2

公安委員会

○技能検定員審査の実施（警察本部運転免許試験課）……………2

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）
の開催（警察本部生活保安課）……………4

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）
の開催（警察本部生活保安課）……………4

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………5

○クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開
催（警察本部生活保安課）……………5

○クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開
催（警察本部生活保安課）……………6

○年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）の開催
（警察本部生活保安課）……………7

再 掲

○特定歳入等の指定（会計管理局会計課）……………7

告 示

福岡県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年10月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年10月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市古賀308番2先から 柳川市古賀258番16先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年10月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
微生物迅速同定装置（8備出10）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
総務部総務事務厚生課調達班
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和8年8月24日
- 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
正晃株式会社
- (2) 住所
福岡市東区松島三丁目34番33号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年7月7日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区下吉田三丁目・四丁目、大字吉田の各一部	令和8年9月17日
北九州市	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	八幡西区本城二丁目・三丁目、力丸町の各一部	令和8年9月17日
柳川市	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	六合	令和8年9月17日
宮若市	令和4年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	長井鶴・宮田の各一部	令和8年9月17日
宮若市	令和5年度から令和6年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和8年9月17日
田川郡添田町	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	大字野田の一部	令和8年9月17日
田川郡添田町	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	大字庄の一部	令和8年9月17日

田川郡添田町	令和6年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	大字英彦山の一部	令和8年9月17日
田川郡赤村	令和3年度から令和7年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和8年9月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年10月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字下牟田976番3及び984番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大崎1071番地2 リエール205号
原 丈一郎、原 奈葉

公安委員会

福岡県公安委員会告示第258号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和8年11月2日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和8年11月4日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和8年11月9日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 おんが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引及び大型二種免許
令和8年11月10日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利三丁目2-20 南福岡自動車学校	普通及び普通二種免許
令和8年11月11日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市西区姪の浜一丁目1-67 姪浜ドライビングスクール	大型二輪及び普通二輪免許
令和8年11月16日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		豊前市大字松江1381-1 アイルモータースクール豊前	中型二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,750円

普通免許	19,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,450円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	22,200円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和8年10月16日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和8年10月16日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、運転免許証（仮運転免許証を除く。）又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対

して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第259号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年11月26日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2

久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第260号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年11月3日（火） 午前9時30分～午後0時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
令和8年11月9日（月） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和8年11月12日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定
- 3 注意事項
- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第261号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年12月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和8年12月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和8年12月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年12月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第262号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年11月29日（日）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第263号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年11月22日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第264号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和8年11月3日（火）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、

横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、開催日の一週間前までに行うこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更するときは申請者宛に連絡する。

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第596号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第243条の2の7第2項に基づく政令に定める方法により納付されるものの